文教施設における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業に関する先導的開発事業 30年度概算要求額 : 43,992千円

公共施設等運営権制度とは?→利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を切り出し民間事業者に運営権を設定する制度。民間事業者が、運営・維持管理を 行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。

(43,992千円)

<概要>「PPP/PFI推進アクションプラン」に記載された目標等を踏まえ、文教施設(スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設)における公 共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)の案件形成を図るため、地方公共団体等と連携・協力して、コンセッション事業導 入の検討段階における「事業の発案 Iや「具体化の検討 Iを行うとともに、その具体的な成果を全国に発信・普及する取組を実施する。

文教施設におけるコンセッション事業の具体の案件形成に向けた取組

- ●「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」(主査:山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授)において、文教施設 におけるコンセッション事業について、活用のメリットや導入に当たっての論点等を整理(平成29年3月 最終報告公表)
- コンセッション事業を円滑かつ効果的に導入するための実務的な手引き(解説書)を作成(平成29年度)

